

【今号の内容】

- 台風19号関連の特別相談窓口を開設しています
- 経営戦略としての働き方改革実践講座
- 【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します
- パワーハラスメント対策が事業主の義務となります
- テレワーク総合ポータルサイトの開設について
- 「とちぎ女性活躍応援フォーラム2019」を開催しました

---

台風第19号関連の特別相談窓口を開設しています

---

栃木労働局では、今般の台風19号の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。

また、台風の災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

・特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000528158.pdf>

・雇用調整助成金に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000536540.pdf>

---

経営戦略としての働き方改革実践講座

---

「働き方改革」の実践には、経営者や人事労務担当者がその必要性を理解することが重要です。

県では、経営者、人事労務担当者を対象に業務の見直し等による“生産性向上の方法”と“明日から実践できる働き方改革の取組”を学ぶ、社労士等を交えた少人数型のワークショップ（情報交換、事例検討等）を開催します。

1 開催日・会場：

【宇都宮】令和2（2020）年2月7日（金）

（会場：栃木県庁研修館4階402研修室）

【矢板】令和2（2020）年2月13日（木）

（会場：栃木県庁塩谷庁舎4階401会議室）

【足利】令和2（2020）年2月19日（水）

（会場：栃木県庁足利庁舎4階会議室）

【小山】令和2（2020）年2月25日（火）

（会場：栃木県庁小山庁舎4階大会議室）

2 時間：各会場 13：30～16：00（開場：13：00）

3 講師：株式会社TMC経営支援センター

代表取締役社長 葛西 美奈子 氏

4 申し込みについて：

【申込方法】FAX

【申込先】（株）下野新聞社営業局業務推進部

FAX：028-625-1132

5 定員：25社（先着順） ※1社2名まで

6 参加費：無料

7 参加対象：経営者、人事労務担当者

8 問合せ先：（株）下野新聞社営業局業務推進部

TEL：028-625-1104

FAX：028-625-1132

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatajissenkouza2019.html>

---

【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します

---

県では、女性の活躍を推進するための助成金制度を設けています。

具体的には、県内企業が外部コンサルタント事業者の支援を受けて、①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や②「えるぼし」認定取得をした場合、その取組に要した経費の一部を助成します。

是非御活用ください。

1 支給対象

県内に本社又は主たる事業所を有する企業

① については、常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業

②については、「えるぼし」を新規で取得した企業が対象となります。

## 2 助成内容

外部コンサルタント事業者の支援経費の 1 / 2  
(1 企業あたり 25 万円上限)

申込方法等の詳細はこちら (↓) をご覧ください。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou\\_baizou\\_project.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou_baizou_project.html)

※女性活躍推進法の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から 101 人以上 300 人未満の事業主にも一般事業主行動計画策定が義務付けされます。当該区分の事業主におかれては、義務化前の今のうちに当該助成金を御活用いただき、計画を策定されることをお勧めします。

---

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります

---

令和 2 年 1 月 15 日にパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針等が告示されました。これにより、令和 2 年 6 月 1 日から職場におけるパワーハラスメント対策が大企業の義務になります。

(雇用管理上の措置の具体的内容)

- ・ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ・ 苦情などに対する相談体制の整備
- ・ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

また、同様にセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントへの対策も強化されました。

詳細はこちら (↓) を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)



教授)

※詳細は、女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」へ掲載していますので、ぜひご覧ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=911>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225